

平成二十六年二月七日提出
質問 第二七号

外務省が保管するワインに関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

外務省が保管するワインに関する質問主意書

平成二十三年十二月九日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七九第八五号）では、同年十一月三十日の時点で、外務本省用として飯倉別館において約五千本、在外公館においては約四万四千本のワインを保管していることが明らかにされている。また同年度に新たに購入されたワインは、同省本省で二十四本、在外公館用として約二万四千本であり、同期間に廃棄されたワインは、外務本省用ではなく、在外公館用では二本であることが明らかにされている。右を踏まえ、質問する。

一 現時点で外務省が保管しているワインはいくつか明らかにされたい。

二 平成二十四年度、二十五年度において、外務省が新たに購入したワインは、本省、在外公館分それぞれ何本か明らかにされたい。

三 平成二十四年度、二十五年度において、外務省において廃棄されたワインは、本省、在外公館においてそれぞれ何本か明らかにされたい。

四 平成二十四年度、二十五年度において、外務省におけるワインの管理は適切なものであったか。

五 東日本大震災の発生により、我が国に未曾有の被害が生じ、数多くの尊い命が失われ、今尚多くの方々

が不便な生活を強いられている。その中、本年四月以降、平成二十六年度より、消費税が現行の五％から八％へと上げられることが決定されている。被災者を含め、幅広い国民の日常生活における負担が増すことが予想される。そのような中、外務省が保管するワインについても、必要最低限の分を保管し、廃棄する分を減らす等、抜本的な見直しが求められると考えるが、安倍晋三内閣の見解を述べられたい。

右質問する。